

**「尼崎市保育士等キャリアアップ研修実施業務」
企画提案競技実施要項**

**令和7年1月16日(木)
尼崎市こども青少年局
保育児童部保育運営課**

1 「尼崎市保育士等キャリアアップ研修実施業務」について

(1) 目的

保育士等は専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職であり、その専門性を向上していくことが重要な課題となっています。本市ではこども家庭庁が定める「保育士キャリアアップ研修ガイドライン」に基づき、専門的な対応を求められる分野の研修を実施し、保育現場においてリーダー的な役割を担う職員の育成を図ることを目的とします。

(2) 今回の企画提案競技について

今回の企画提案競技では、令和7年度の委託業者を選定することとし、キャリアアップ研修ガイドラインに定められている研修について、最も優れた研修実施案を提案した1業者に、「尼崎市キャリアアップ研修実施業務」を委託するものです。

2 企画提案競技の概要

(1) 名称

「尼崎市保育士等キャリアアップ研修実施業務」企画提案競技

(2) 内容

市内の保育施設(私立保育所、家庭的保育事業等、認定こども園・認可外保育施設)に勤務する職員を対象としたキャリアアップ研修について、研修カリキュラム、講師選定、テキスト等を総合評価する企画提案競技を行っていただきます。

(3) 委託業務内容

別紙「尼崎市保育士等キャリアアップ研修実施業務」企画提案競技仕様書のとおり

(4) 研修委託業者の選定

企画提案の内容について評価を行い、委託業者を選定します。

(5) 契約期間

契約については、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間の単年度契約です。翌年度以降の契約については、契約の履行状況の評価を行い、良好であり継続して契約することが妥当と判断された場合に、当該年度の予算額の範囲において、引き続き契約を行うことがあります。ただし、令和7年度を含めた3年間を限度とします。

(6) 企画提案上限額について

令和7年度の予算額については、現時点で確定していないため提示できません。このことから、企画提案競技の実施にあたっては、予算額とは別に企画提案競技上の提案上限額を設定し、その範囲内で提案のあった企画に基づいて委託業者を選定します。

本企画提案競技の提案上限額は8,850,000円(消費税等全ての費用を含む。但し、テキスト代は別途)とします。なお、提出の内容に関わらず、この上限額を超える提案は受け付けません。

(7) 支払い条件

委託業務完了後適法な請求を受けた日から30日以内に一括払いとします。

3 委託事業参加資格

企画提案競技の参加にあたっては、次の条件を満たすことが必要です。

- (1) 本市の指定する仕様にに基づき信義に従い誠実に業務を履行できるものであること。
- (2) 法人格を有する企業または団体であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの申立て及び民事再生法(平成11年法律第255号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないものであること。
- (5) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第4号に規定する暴力団をいう。)また暴力団員(同条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう。)若しくは暴力団密接関係者(同条例第2条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。)に該当しないこと。
- (6) 提出された書類の記載に虚偽がないこと。
- (7) 本市から指名停止措置を受けていないものであること。
- (8) 公租公課に滞納がないものであること。

4 応募者の失格

応募者が次に事項に該当した場合には、失格とします。ただし、尼崎市がやむをえない事情があると認めたときは、この限りではないものとします。

- (1) 本実施要項に定める手続きを遵守しない場合
- (2) 提出期限までに必要な書類を提出できなかった場合
- (3) 応募書類等に虚偽の記載をした場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 応募資格を欠いていることが判明した場合
- (6) その他応募者の失格事項に相当するものと、尼崎市が判断した場合

5 スケジュール

スケジュールについては、次のとおり予定しています。

やむを得ない事情により予定を変更する場合は、速やかに連絡します。

【スケジュール】

募集要項公表	令和7年1月16日(木)
質問受付期間	令和7年1月16日(木)～令和7年1月30日(木)午後5時30分
企画提案書の提出期限	令和7年2月13日(木)午後5時30分
選考(プレゼンテーション)	令和7年2月27日(木)
結果通知	プレゼンテーション後1週間をめどに
委託業務の詳細協議	結果通知以降
契約締結	令和7年4月1日付契約を令和6年度中に締結する予定

6 参加手続等について

(1) 質問について

本要項及び仕様書の内容に関して質問等がある場合は、次のとおり質問書(様式2)を提出してください。

ア 期間

令和7年1月16日(木)～令和7年1月30日(木)午後5時30分まで

イ 提出方法

Eメールを用い、件名を「【質問書】尼崎市キャリアアップ研修コンペ(業者名)」として「開封確認メッセージの要求」付で送信してください(電話での質問は受け付けません)。なお、後日質問の趣旨について、本市担当者から質問者へ問い合わせを行うことがあります。

ウ 提出先

尼崎市こども青少年局保育児童部保育運営課

アドレス: ama-hoikushishien@city.amagasaki.hyogo.jp

エ 回答方法

質問内容と回答については、質問者の個人情報を除いた上で、本市ホームページに掲載します。

(2) 企画提案書の提出

企画提案競技に参加する者は、次のとおり企画提案競技応募申込書と企画提案書を提出してください。

(企画提案競技応募申込書と企画提案書の提出をもって企画提案競技の参加の申込みがあったものとみなします。)

ア 提出期限

令和7年2月13日(木)午後5時30分まで

イ 提出書類

(ア) 企画提案競技応募申込書(様式1)

(イ) 企画提案書表紙(様式3)

* 事業者区分は、応募申込書(様式1)への記載内容と同一としてください。

(ウ) 企画提案書

(エ) P(プライバシー)マーク又は ISMS 認証等の取得を確認できる資料を提出すること。なお、Pマーク又は ISMS 認証等の取得を確認できる資料を添付することができない場合は、誓約書(事前確認分)(様式5)を提出すること。

ウ 提案書作成上の注意点

(ア) 基本的に、企画提案書表紙(様式3)を除き、様式は問いませんが、「エ 企画提案書への記載事項」を必ず記載するとともに、簡潔かつ明瞭な表現に努めてください。

(イ) 企画内容の実績等を説明するための資料については、自由に添付してください。

(ウ) 企画提案書はA4サイズ、横書き、ページ番号を付し、2 次選考(プレゼンテーション審査)と同等の内容で作成してください。添付書類も可能な限りA4としてください。

エ 企画提案書への記載事項

(ア) 提案業者の概要

従業員数、事業内容、経営状況 等(経営状況については、直近の決算書を添付してください)

(イ) 研修実施実績

(ウ) 提案の概要

提案の特徴やアピールしたい点

(エ) 見積額

提案全体の見積額とその内訳(個別見積額等)

- a 印刷物、講師の交通費、宿泊費等にかかる費用についても見積額に含めてください。
- b 見積額の明細については、「手数料一式」等の記載を避け、詳細をできる限り明確に記載してください。
- c 委託費に含まず、別途受講者から徴収するもの等があれば、見積書とは別に提出してください。

(オ) テキスト等教材の概要

テキスト等教材の特徴等について

(カ) 研修の実施方法について

a 実施予定時期

「〇月上旬」等、それぞれの分野の研修のスケジュール予定を記載してください。

b 担当予定講師及び講師実績(業者としての実績も記載可)

c 研修の概要

研修のねらいや手法、特徴など

d 実施内容、タイムテーブルなど

(キ) 業務実施体制

研修業務実施に係る担当部署、担当者等

(ク) 研修実施内容の調整等

研修実施内容やテキストのカスタマイズ、講師との調整等、感染症予防対策、どのような仕組み、スケジュールで行うのか。また、研修実施を円滑かつ効果的に運営するための提案があれば記載してください。(費用を要する場合は見積額に含めてください)

(ケ) 独自提案

独自提案については、兵庫県保育士等キャリアアップ研修事業実施要綱、兵庫県保育士等キャリアアップ研修に係る指定要領を遵守したうえで明確にしてください。

オ 提出部数

7部 * 企画提案書表紙(様式3)は原本を1部、写しを6部としてください。

カ 提出方法

持参または郵送(郵送の場合も提出期限日の午後5時30分までに必着)

* 持参の場合はあらかじめ電話で来庁日時を連絡してください。

キ 提出先

尼崎市こども青少年局保育児童部保育運営課

〒 660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23-1 (尼崎市役所 中館3階)

ク その他

- (ア) 採否に関わらず、提出された書類は返却しません。また、提出した書類の差替え及び再提出は認めません。
 - (イ) 企画提案競技に関して応募者が要する経費は応募者の負担とします。
 - (ウ) 尼崎市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
- (3) 辞退について
- 応募者の事情により辞退する場合は、必要事項を記入の上、辞退届(様式4)を提出してください。

7 契約候補者の選定について

(1) 選定方法

ア 選考(プレゼンテーション審査)

プレゼンテーションを実施し、尼崎市保育士キャリアアップ研修実施業者選定会議において、企画提案書の内容と併せて総合的に評価し、契約候補者を選定します。なお、当日のプレゼンテーションに参加しない場合は、企画提案書を提出していても選定の対象外となります。必要事項を記入の上、辞退届(様式4)を提出してください。

(ア) 実施予定日

令和7年2月27日(木)

個別の集合時間及びプレゼンテーションの開始時刻等については、後日、対象者にEメールで通知します。

(イ) 場所

尼崎市役所 南館 B1階 (予定) 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23-1

(審査場所につきましては、お間違えのないようご注意ください)

(ウ) プレゼンテーションの方法

企画提案応募者ごとに実施します。(説明20分以内、質疑25分程度とし、説明については20分で打ち切ります。)

パワーポイント等を利用する場合には、プロジェクター(VGA、HDMI)、スクリーンは本市で用意しますが、パソコン、接続コードについては、応募者の持込とします。

(エ) 出席可能人数

出席者の総数は5名までとします。

※委託業者の決定後、委託内容の詳細を尼崎市と協議する役割を担う委託業務に係る責任者または担当者のいずれかを含むものとします。

(オ) 結果通知

選考結果については、後日Eメールにて通知します。また、尼崎市ホームページでも公表します。

(2) 選定における評価項目について

おおむね次のような項目による総合評価とします。なお、仕様書4(2)のとおり、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付け雇児保発0401第1号)の別紙「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下「ガイドライン」という)に定める研修内容を満たしていない場合は、一切評価対象にしないことにご留意ください。

選定における評価項目	
受託業者としての適格性	取り組み姿勢
	研修実績
研修の実施内容について	研修の目的及び委託内容の理解度
	講師予定者の研修実績
	研修受講者に合わせた効果的な手法・技法を盛り込んだ企画
	テキスト等の教材
	参加促進のための工夫
	効果的な研修のための独自工夫やアピールポイント
研修の実施体制	不測の事態（自然災害等）の対応など
事務の執行体制	事務処理体制・名簿等の管理・保管
提案金額（上限額）	8, 850, 000円（消費税等全ての費用を含む。但し、テキスト代は別途）

- ・ 仕様書に書いていない独自の提案も加点の要素とする場合があります。
- ・ 上記のほか、市内に事務所等を置く等、本市が定める基準を満たしている事業者等については、地域活性化の観点から一定の加算を行うことがあります。

8 契約について

- （1）選定後、契約候補者は本市と発注業務の使用内容について協議の上、その詳細を決定し、業務の発注準備が整った段階で随意契約により契約を締結します。
- （2）次に掲げる事態が生じたときは、受託候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定します。
 - ア 受託候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時までに参加資格を欠いていることが判明したとき
 - ウ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - エ その他やむを得ない事情で契約に至らなかったとき
- （3）契約にあたっては、法令を遵守することとします。
- （4）非常時等やむを得ない事情がある場合については、尼崎市の指示に柔軟に対応していただくこととします。
- （5）再委託は原則禁止ですが、必要な場合は市と事前に協議することとします。
- （6）本件については、令和7年度予算の執行に係る企画提案競技であるため、契約候補者の決定後、尼崎市議会において同年度予算案が可決されることを条件として、同年4月1日の契約を締結します。ただし、予算案が可決されなかった場合は契約を締結しないこととします。

9 その他

受託候補者は、人権文化（全ての人々が、不当な差別及び排除、暴力等による人権侵害を受けず、及び日常生活の中で互いの人権を尊重することを考えて行動することが自然である状態をいいます。）が社会に浸透することを目指す「尼崎市人権文化いきづくまちづくり条例」に定める事業者や市民等の責務を

遵守し、事業者にあつては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて、人権尊重に取り組むよう努めてください。

10 問い合わせ先

尼崎市こども青少年局保育児童部保育運営課（担当：片井）

〒660-8501 兵庫県尼崎市東七松町1丁目23番1号(尼崎市役所 中館3階)

電話: 06-6489-6805

FAX: 06-6489-6373

Eメール: ama-hoikushishien@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上